

簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）に係る手続開始の公示

次のとおり、簡易公募型競争入札の手続を開始します。

2025年12月17日

阪神高速道路株式会社

契約責任者 管理本部長 高木 秀之

1 業務概要

（1）業務名

2026年度管理本部建築調査設計資料整理業務

（2）業務目的・内容・期間及び入札・契約方式等は、別表一とおり。

（3）本業務は、あらかじめ指定する技術提案を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式によって落札者を決定する。

（4）本業務は、入札及び資料の提出を原則として電子入札システムで行う対象業務であり、阪神高速道路株式会社（以下、「阪神高速」という。）ホームページに掲載の電子入札運用基準を適用する。なお、例外的に電子入札によりがたい者は、同基準に基づき発注者の承諾を得て紙入札方式によることができる。ただし、紙入札は郵送等（一般書留、簡易書留又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で配達記録の残る送付方法をいう。以下同じ。）による入札のみとし、直接（持参）入札は認めない。

（5）本業務は、業務関係共通仕様書に定める書類作成及び提出等の各種手続等を、契約書の規定「情報通信の技術を利用する方法」に基づき行う、Hi-TeLus（阪神高速・工事情報等共有システム）の適用対象業務である。

2 競争参加資格

本手続に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（1）本業務を対象に定める技術的要件

別表二に掲げる競争参加資格・要件等（基本的事項・企業の能力・配置予定技術者の能力）を有していること。

（2）阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第6条の規定に該当しない者であること。

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民

事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（5）技術提案書等の提出期限の日から開札時までの期間に阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。

また、阪神高速道路株式会社取引停止事務処理要領（令和 5 年阪神高速細則第 1 号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。

（6）入札者間の資本・人的関係等

入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

（7）業務実施体制

業務実施体制に関して、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 再委託の内容が主たる部分の場合
- ② 業務の分担構成が不明確又は不自然な場合

3 総合評価に関する事項

（1）総合評価落札方式の仕組み

本業務の総合評価落札方式は、技術評価点（別表－4 に記載する評価項目に応じて付与する点数）に価格評価点（別紙-1.2 参照）を加え、評価値を算出し、落札者を決定する方式とする。

（2）評価及び落札者の決定方法

入札参加者は価格をもって入札し、提出された技術提案書等の評価に応じて付与する技術評価点及び入札価格を点数評価した価格評価点から、評価値〔評価値＝技術評価点＋価格評価点（別紙-1.2 参照）〕を算出し、次の条件を満たす評価値の最も高い者を落札者とする。技術評価点及び価格評価点の満点は、別表－4 「技術評価点（A）」及び「価格評価点（B）」のとおり。

- ① 入札価格が契約制限価格以下の価格であること。
- ② 技術提案書等が適切であること。

ただし、落札者となるべき者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがある、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当と認められるときは、契約制限価格以下の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値の高い者を落札者とすることがある。

（3）上記の（2）において評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

（4）技術提案書の内容は契約書に添付するものとする。また、当該内容については、業務期間中及び業務完了時に確認できる項目について契約締結後に提出する業務計画書等に反映させるものとし、業務期間中及び業務完了後において履行状況の確認及び検査を行う。受注者の責により技術提案の履行がなされなかつた場合は、業務成績評定において点数を減ずることとし、未実施の評価項目ごとにその項目点数を減ずる（最大 10 点減点）。なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は契約

違反として取り扱う場合がある。

4 入札手続等

(1) 担当部署

別表－3 「担当部署」のとおり。

(2) 入札説明書等の交付期間及び方法

① 交付期間 別表－3 「入札説明書等の交付期間」のとおり。

② 交付方法 下記サイトより参加希望者に無償で交付する。やむを得ない事由により、下記サイトからの受領ができない場合は、CD-R等により交付するので、事前に上記（1）の担当部署へその旨申し出ること。

・阪神高速道路株式会社ホームページ（建設コンサルタント業務等の入札公告ページ）

<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/gyomu/>

③ 交付図書のダウンロード手順

②のサイトにて、当該業務の交付図書のダウンロード手順へ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトのURL情報が電子メールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードする。

(3) 技術提案書等の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間 別表－3 「技術提案書等の提出期間」のとおり。

② 提出場所 別表－3 「担当部署」のとおり。

③ 提出方法 下記イ)、ロ) 又はハ) のいずれかによること。（詳細は、電子入札運用基準参照）

イ) 電子入札システムにより、見積書及び技術提案書等を提出するものとする。（電子ファイルサイズは合計3MB以内）

ロ) 電子入札システムにより、必要事項を記載した電子ファイル（電子入札運用基準・様式4）を送信し、見積書及び技術提案書等は上記②の提出場所へ電子メール又は電子ファイル送付サービス（以下「電子メール等」という。）により提出するものとする。なお、送付後、阪神高速へ着信確認を行うものとする。（電子ファイルサイズが合計10MBを超える場合は、分割送付又はファイル転送サービスによる送付によること。）

ハ) 上記イ)、ロ) によることが困難な場合、又は阪神高速の承諾を得て紙入札とする場合は、必要書類一式1部（データを含む。）を上記②の提出場所へ持参又は郵送等により提出するものとする。なお、詳細については、入札説明書による。

(4) 入札、開札の日時、開札場所及び入札書の提出方法

① 電子入札による入札の締め切り 別表－3 「入札の締切」のとおり。

② 郵送等による入札の締め切り（紙入札参加の承諾を得た場合） 別表－3 「入札の締切」のとおり。（郵送等の宛先は、上記（1）と同じ。直接（持参）入札は認めない。）また、阪神高速が競争参加資格を有することを認めた旨の通知書の写しを、入札書を入れた中封筒と共に表封筒に入れて郵送等すること。）

③ 開札日時 別表－3 「開札日時」のとおり。

④ 開札場所 別表－3「開札場所」のとおり。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 技術提案書等の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された技術提案書等は、返却しない。なお、提出された技術提案書は、技術提案書の評価及び履行の確認以外に提出者に無断で使用しない。また、技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (4) 技術提案書等提出後においては、原則として技術提案書等に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書等に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、傷病、死亡、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由による場合には、監督員と協議の上、変更を認めることができる。
- (5) 手続における交渉の有無 別表－1「手続における交渉の有無」のとおり。
- (6) 契約書作成の要否 要（本件は電子契約を推奨）
- (7) 当該業務に直接関連する他の請負契約を当該業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 別表－1「随意契約予定の有無」のとおり。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4（1）と同じ。
- (9) 技術提案書等についてのヒアリングを実施する場合は、その実施日時及び場所等を別途通知する。
- (10) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (11) 入札の無効
手続開始の公示に示した競争参加資格のない者のした入札、技術提案書等に虚偽の記載をした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (12) 詳細は、入札説明書による。

以上

入札説明書

1 手続開始の公示日

2025年12月17日

2 契約責任者

阪神高速道路株式会社 管理本部長 高木 秀之

3 業務概要

(1) 業務名 2026 年度管理本部建築調査設計資料整理業務

(2) 業務目的・内容・期間及び入札・契約方式等は、別表－1 のとおり。

(3) 本業務は、あらかじめ指定する技術提案を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式によって落札者を決定する。

(4) 本業務は、入札及び資料の提出を原則として電子入札システムで行う対象業務であり、阪神高速道路株式会社（以下、「阪神高速」という。）ホームページに掲載の電子入札運用基準を適用する。なお、例外的に電子入札によりがたい者は、同基準に基づき発注者の承諾を得て紙入札方式によることができる。ただし、紙入札は郵送等（一般書留、簡易書留又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で配達記録の残る送付方法をいう。以下同じ。）による入札のみとし、直接（持参）入札は認めない。

(5) 本業務は、業務関係共通仕様書に定める書類作成及び提出等の各種手続等を、契約書の規定「情報通信の技術を利用する方法」に基づき行う、Hi-TeLus（阪神高速・工事情報等共有システム）の適用対象業務である。Hi-TeLus ユーザー登録申請書を別添様式－14 により作成し、技術提案書と共に提出すること。なお、契約締結しなかった場合には、ユーザー登録をせず、阪神高速にて破棄する。

4 用語の意義

この説明書及び添付の様式、別紙等の配布物において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 確認基準日 手持ち業務、企業の業務実績、技術者の業務経験及び管理技術者の表彰経験の確認の基準日をいう。確認基準日は、別表－3 「競争参加資格の確認の基準日」のとおり。

(2) 技術提案書等 別添様式－1（提出書）から様式－14 の参加手続関係書類及びそれらの記載内容を確認するための添付資料をいう。ただし、作成及び提出を求めている様式に限る。

5 競争参加資格

本手続に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 本業務を対象に定める技術的要件

別表－2に示す競争参加資格・要件等（基本的事項・企業の能力・配置予定技術者の能力）を有していること。

(2) 阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第6条の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 技術提案書等の提出期限の日から開札時までの期間に阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。

また、阪神高速道路株式会社取引停止事務処理要領（令和5年阪神高速細則第1号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。

(6) 入札者間の資本・人的関係等

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。詳細は、参考－2「資本関係又は人的関係のある者の同一入札への参加制限について」を参照のこと。

① 資本関係

② 人的関係

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

なお、競争への影響と見るべき企業結合の関係があるとみなされる場合、それらを対象に抽選を行うことにより、企業結合の関係があるとみなされた者同士が競争参加しないよう競争参加資格の確認結果を通知するものとする。

(7) 業務実施体制

業務実施体制に関して、次のいずれにも該当しないこと。

① 再委託の内容が主たる部分の場合

② 業務の分担構成が不明確又は不自然な場合

(8) 技術提案書等

技術提案書等が、提出されていること。また、それらの記載内容及び添付資料が、適切であること。なお、各様式の作成にあたっては、各様式の作成上の留意点を確認すること。

6 担当部署

別表－3「担当部署」のとおり。

7 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争については、下記9に基づく技術提案書等の提出をもって参加表明とみなすとともに、当該提出書類に基づき、競争参加資格の有無について確認する。なお、技術提案書等の作成及び記載内容（競争参加資格の確認を含む）に関する留意事項は、各別記様式に記載の「作成上の留意点」及び別紙－4「申請書等作成の手引き」を参照のこと。
- (2) 競争参加資格の確認は、別表－3「競争参加資格の確認の基準日」をもって行うものとし、その結果は、電子入札システムにて通知する。通知日については、別表－3「競争参加資格確認結果の通知日」のとおり。なお、電子入札システムによる通知が困難な場合は、電子メールにより通知する。
- (3) 上記の(2)において評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、阪神高速に対して書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限：別表－3のとおり。
 - ② 提出場所：別表－3「担当部署」のとおり。
 - ③ 提出方法：書面は持参することにより提出するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 阪神高速は、説明を求められたときは、説明を求める事ができる最終日の翌日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を含む。）に説明を求めた者に対し書面にて回答する。

9 技術提案書等の提出期間、提出場所及び提出方法

- (1) 提出期間 別表－3「技術提案書等の提出期間」のとおり。
- (2) 提出場所 別表－3「担当部署」のとおり。
- (3) 提出方法 下記イ)、ロ)、又はハ)のいずれかによること。（詳細は、電子入札運用基準参照）
 - イ) 電子入札システムにより、技術提案書等を提出するものとする。
(電子ファイルサイズは合計3MB以内)
 - ロ) 電子入札システムにより、必要事項を記載した電子ファイル（電子入札運用基準・様式4）を送信し、技術提案書等は上記(2)の提出場所へ電子メール又は電子ファイル送付サービス（以

下「電子メール等」という。)により提出するものとする。なお、送付後、阪神高速へ着信確認を行うものとする。

(電子ファイルサイズが合計10MBを超える場合は、分割送付又はファイル転送サービスによる送付によること)

ハ) 上記イ)、ロ)によることが困難な場合、又は阪神高速の承諾を得て紙入札とする場合は、必要書類一式(データを含む。)を上記(2)の提出場所へ持参又は郵送等により提出するものとする。

10 入札説明書、設計図書、技術提案書等の内容についての質問の受付及び回答

(1) この入札説明書(各様式等含む)及び設計図書等に対する質問がある場合は、次に従い提出すること。なお、「質問」の欄には見積内容、会社名等を記載しないこと。

① 提出場所 別表-3「担当部署」のとおり。

② 提出期間 別表-3のとおり。

③ 提出方法 原則、電子メール等によること。なお、電子メール等によることが困難な場合は書面持参による提出又は郵送等によることができるものとする。

(※電子メール等による場合には、オリジナルデータ(別紙-3)により作成し、PDF及びオリジナルデータ(別紙-3)を送付すること。)

(※電子メール等の場合には、着信を確認すること。)

(2) 質問に対する回答は、質問を受理した日の翌日から5日(休日を含まない)以内に質問者に対して電子メールにより行うほか、次のとおり閲覧に供する。

① 閲覧場所 阪神高速ホームページ(建設コンサルタント業務等の入札公告ページ)。

② 閲覧期間 別表-3のとおり。

(3) 他の競争参加希望者の質問及び回答についても閲覧に供しているため、閲覧期間中は適時確認を行うこと。

11 ヒアリング

(1) ヒアリングの実施有無については、別表-3「ヒアリングに関する事項」のとおり。

12 技術提案書等の無効

(1) 技術提案書等に虚偽の記載をした場合においては、技術提案書等を無効とするとともに、競争参加停止の措置を行うことがある。

(2) 提出された技術提案書等が下記のいずれかに該当する場合は、原則その技術提案書等を無効とし、競争参加資格を認めない。

- ① 技術提案書等の全部又は一部が提出されていない場合
- ② 技術提案書等と無関係な書類である場合
- ③ 他の業務の技術提案書等である場合
- ④ 白紙である場合
- ⑤ 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合

⑥ その他未提出又は不備がある場合

13 技術提案書等の評価基準

- (1) 技術提案書等の評価項目、評価基準及び評価の重み
別表－4のとおり。

14 総合評価に関する事項

- (1) 総合評価落札方式の仕組み

本業務の総合評価落札方式は、技術評価点（別表－4に記載する評価項目に応じて付与する点数）に価格評価点（別紙-1.2参照）を加え、評価値を算出し、落札者を決定する方式とする。

- (2) 評価及び落札者の決定方法

入札参加者は価格をもって入札し、提出された技術提案書等の評価に応じて付与する技術評価点及び入札価格を点数評価した価格評価点から、評価値〔評価値＝技術評価点＋価格評価点（別紙-1.2参照）〕を算出し、次の条件を満たす評価値の最も高い者を落札者とする。技術評価点及び価格評価点の満点は、別表－4「技術評価点（A）」及び「価格評価点（B）」のとおり。① 入札価格が契約制限価格以下の価格であること。② 技術提案書等が適切であること。ただし、落札者となるべき者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるって、著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最も評価値の高い者を落札者とすることがある。

ただし、落札者となるべき者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがある、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるって著しく不適当と認められるときは、契約制限価格以下の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値の高い者を落札者とすることがある。

- (3) 上記の（2）において評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

- (4) 技術提案書の内容は契約書に添付するものとする。また、当該内容については、業務期間中及び業務完了時に確認できる項目について契約締結後に提出する業務計画書等に反映させるものとし、業務期間中及び業務完了後において履行状況の確認及び検査を行う。受注者の責により技術提案の履行がなされなかつた場合は、業務成績評定において点数を減ずることとし、未実施の評価項目ごとにその項目点数を減ずる（最大10点減点）。なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は契約違反として取り扱う場合がある。

15 入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法

- (1) 電子入札による入札の締切

別表－3「入札の締切」のとおり。

(2) 郵送等による入札書の締切（紙入札参加の承諾を得た場合）

別表－3「入札の締切」のとおり（郵送等の宛先は、別表－3「担当部署」のとおり。直接（持参）入札は認めない。）。また、阪神高速が競争参加資格を有することを認めた旨の通知書の写しを、入札書を入れた中封筒と共に表封筒に入れて郵送等すること。

(3) 開札日時

別表－3「開札日時」のとおり。

(4) 開札場所

別表－3「開札場所」のとおり。

(5) 入札方法

入札にあたっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

16 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 別表－1「入札保証金」のとおり。
- ② 契約保証金 別表－1「契約保証金」のとおり。

17 開札

開札は、複数の阪神高速社員を立ち会わせて開札を行う。なお、開札後、入札を辞退した場合は競争参加停止措置を行うことがある。

18 入札の無効

競争参加資格がない者のした入札、技術提案書等に虚偽の記載をした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

19 調査基準価格を下回った場合等の措置

(1) 最も評価値の高い者が、調査基準価格を下回って入札を行った場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないと認めると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査（低入札価格調査）を行い、落札者の決定をする。落札者は、この調査の際に提出した資料の内容に基づき業務を行うものとする。

(2) 開札後、技術者を配置できること等を理由に契約締結を辞退した場合、又は低入札価格調査に協力しない場合は、競争参加停止措置を行うことがある。

20 技術提案書等に記載された内容の変更

(1) 落札者決定後、資格要件を満たしていないことが判明した場合、契約を結ばないことがある。

(2) 配置予定技術者として様式－4～7により申請した管理技術者等(管理補助技術者、照査技術者、担当技術者を含む。)は、原則として変更できない。ただし、契約締結後の配置技術者の変更については、下記に該当する場合に限り、監督員と協議の上、変更を認める。

- ① 病気等により管理技術者等としての職務を遂行できないと判断された場合
- ② 当該管理技術者等が死亡した場合
- ③ 当該管理技術者等が退職した場合
- ④ 当該管理技術者等が出産、育児又は介護等のため休業等する場合
- ⑤ 当該管理技術者等が真にやむを得ない理由により転勤となった場合
- ⑥ 受注者の責によらない事由により履行期間が延期となる場合

(3) 管理技術者等を変更する場合は、本業務の入札説明書に定められた当該管理技術者等に係るすべての条件を満足し、かつ当初の管理技術者等と同等以上の者を配置しなければならない。ただし、変更後の管理技術者等のテクリスへの業務経験登録については、従事期間及び従事内容を考慮して登録を認めない場合がある。

21 手続における交渉の有無

別表－1 「手続における交渉の有無」のとおり。

22 契約書作成の要否

要。別添契約書(案)により、契約書を作成するものとする。(本件は電子契約を推奨。)

23 支払条件

別表－1 「保証金前払金等」のとおり。

24 火災保険付保の要否

別表－1 「火災保険付保の要否」のとおり。

25 再苦情の申立てに関する事項

別表－1 「再苦情の申立て」のとおり。

26 関連情報を入手するための照会窓口

別表－3 「担当部署」のとおり。

27 その他の留意事項

(1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別冊工事請負等入札要領及び別冊契約書案を熟読し、工事請負等入札要領を遵守すること。

(3) 上記5(1)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が入札参加者として選定された場合であっても、入札に参加するためには、開札

の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

- (4) 技術提案書等の作成及び提出並びにヒアリングに係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された技術提案書等は、返却しない。なお、提出された技術提案書等は、この競争手続の実施及び契約の履行確認以外の目的で提出者に無断で使用しない。また、契約相手方となった者の技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (6) 技術提案書等の提出後においては、原則として技術提案書等に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書等に記載した予定技術者は、上記 20 に記載の場合を除き原則として変更できない。
- (7) 技術提案書等の内容に不明な点等があれば、問い合わせを行うことがある。また、技術提案書等に虚偽の記載をした場合には、技術提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して競争参加停止の措置を行うことがある。
- (8) 受注者は、契約締結後 20 日以内に暴力団等排除のための誓約書（以下「誓約書」という。）を発注者に提出しなければならない。また、受注者は下請負承諾願に記す下請負者すべての誓約書についても、それぞれから提出を求め、発注者に提出しなければならない。ただし、請負代金額が 500 万円未満（消費税及び地方消費税を含む。）の場合には適用しない。
- (9) 本業務を受注したコンサルタント（設計共同体による場合は各構成員を含む。）及び本業務を受注したコンサルタント（設計共同体による場合は各構成員を含む）と資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務（設計共同体による場合は各構成員の分担業務）に係る工事の入札に参加又は当該工事を請け負うことができない。
上記の「本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者」とは次の①から③までのいずれかに該当する者である。
 - ① 資本関係
本業務を受注したコンサルタントと製造業者又は建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。
 - 1) 子会社等と親会社等の関係にある場合
 - 2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
本業務を受注したコンサルタントと製造業者又は建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、1)については、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
 - 1) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
本業務を受注したコンサルタントと製造業者又は建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又

は人的関係があると認められる場合。

- (10) 当該業務に直接関連する他の業務の請負契約を、当該業務の請負契約の相手方と随意契約により
締結する予定の有無 別表－1 「随意契約予定の有無」のとおり。

以上

業務内容 及び 入札・契約方式等

業務名	2026年度管理本部建築調査設計資料整理業務		
業務の目的	本業務は、阪神高速道路 管理本部（管理企画部、大阪管理部）の社屋内にて、管理本部における業務に関する資料作成整理等を行うことにより社員を支援し、管理本部等の円滑な業務の遂行を図ることを目的とする業務である。		
業務期間	2026年4月1日	から	2027年3月31日
WTO協定対象	× 対象外		
競争方式	簡易公募型競争入札		
選定方式	総合評価落札方式		
Hi-TeLusの適用	○対象		
担い手確保施策	○対象		
手続における交渉の有無	× 無		
随意契約予定の有無	× 無	■	本業務に直接関連する他の業務の請負契約を、本業務の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無
火災保険付保の要否	× 否		
見積書審査方式	× 対象外		
見積依頼項目及び条件等			
設計審査補助 業務の受注実績	認定	× 適用対象外	
	評価	× 評価対象外	
その他適用方式等	-		
保証金 前払金 等	入札保証金	免除する。	
	契約保証金	免除する。	
	前金払	× 無（完了払とする。）	
	部分払	○有（業務期間中4か月に1回までとする。）	
再苦情の申立て	<p>競争参加資格がないと認めた理由又は非選定の理由の説明を受けた者で、当該理由について不服がある者は、当該回答を受け取った日から7日（休日を除く）以内に、書面により、代表取締役社長に対して、再苦情の申し立てを行うことができる。なお、再苦情の申し立てについては、入札監視委員会が審議を行うものとする。再苦情の申し立ての受付窓口及び受付時間は次のとおり。</p> <p>(1) 受付窓口：別表－3の「担当部署」</p> <p>(2) 受付時間：毎日（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く。）午前10時から午前12時まで及び午後1時から午後4時まで</p>		

注)各入札・契約方式等の詳細については、別紙を参照のこと。

競争参加資格・要件等

業務名	2026年度管理本部建築調査設計資料整理業務
基本的事項	
企業の形態	単体企業
J V 構成	- (設定なし)
一般競争参加資格	下記の一般競争参加資格の認定を有すること。
認定年度	2025~2028年度
種別	建築等設計
1級建築士事務所の登録	○必要
地域要件	設定なし
企業の能力	
実績対象期間	過去 15 年度分までの業務実績が対象 (2010年度以降、別表-3「競争参加資格の確認の基準日」までに完了した業務が対象。)
業務実績	下記のいずれかの実績を有すること。
同種業務	建築工事に関する発注者支援業務又は行政事務補助業務
類似業務	建築工事に関する次の業務：CM業務（建築）、PF事业技術アドバイザリー業務（建築）、建築設計業務、建築工事監理業務
配置予定技術者の能力	
管理技術者の要件（管理補助技術者も同要件）	
配置の要否	○配置を求める。
保有資格	下記のいずれかの資格を有すること。
資格種別	①.1 一級建築士又は1級建築施工管理技士
	①.2 二級建築士又は2級建築施工管理技士の資格取得後、4年以上の実務経験を有する者
	②.1 一般社団法人公共建築協会による公共建築品確技術者(Ⅰ)、公共建築品確技術者(Ⅱ)の資格を有する者
	下記の条件で、建築工事の現場監督（工事監理含）又は監督補助（工事監理含）の実務経験若しくは建築工事の設計に係る実務経験を有する者
	②.2 ・最終学歴が大学の場合は建築学系の学科卒業後5年以上 (上記以外) ・最終学歴が短期大学、高等専門学校の場合は建築学系の学科卒業後8年 以上 ・最終学歴が高等学校の場合は建築学系の学科卒業後11年以上
業務経験	下記のいずれかの業務経験を有すること。
評価対象期間	過去 15 年度分までの業務経験が対象 (2010年度以降、別表-3「競争参加資格の確認の基準日」までに完了した業務が対象。)
	同種業務
	建築工事に関する発注者支援業務又は行政事務補助業務
類似業務	建築工事に関する次の業務：CM業務（建築）、PF事业技術アドバイザリー業務（建築）、建築設計業務、建築工事監理業務
手持ち業務量の要件	全ての手持ち業務の契約金額合計及び件数が下記の要件を満たすこと。 5億円未満かつ10件未満
申請者との雇用関係	技術提案書の提出者の企業に、公示日の3か月以前から雇用されていること。
管理補助技術者	○配置可

照査技術者の要件	
配置の要否	×配置を求める。
保有資格	
資格種別	①.1 一級建築士 ①.2 二級建築士 ②.1 一般社団法人公共建築協会による公共建築品確技術者(Ⅰ)、公共建築品確技術者(Ⅱ) ②.2 下記の条件で、建築工事の現場監督（工事監理含）又は監督補助（工事監理含）の実務経験若しくは建築工事の設計に係る実務経験を有する者 (上記以外)
申請者との雇用関係	
担当技術者の要件	
配置の要否	○配置予定者の配置を求める。
保有資格	下記のいずれかの資格を有すること。
資格種別	①.1 一級建築士又は1級建築施工管理技士 ①.2 二級建築士又は2級建築施工管理技士の資格取得後、4年以上の実務経験を有する者 ②.1 一般社団法人公共建築協会による公共建築品確技術者(Ⅰ)、公共建築品確技術者(Ⅱ)の資格を有する者 ②.2 下記の条件で、建築工事の現場監督（工事監理含）又は監督補助（工事監理含）の実務経験若しくは建築工事の設計に係る実務経験を有する者 (上記以外) <ul style="list-style-type: none"> ・最終学歴が大学の場合は建築学系の学科卒業後2年以上 ・最終学歴が短期大学、高等専門学校の場合は建築学系の学科卒業後3年以上 ・最終学歴が高等学校の場合は建築学系の学科卒業後4年以上
業務経験	×競争参加資格として求める。
評価対象期間	過去 年度分までの業務経験が対象
同種業務	
類似業務	
申請者との雇用関係	技術提案書の提出者の企業に、公示日の3か月以前から雇用されていること。
最大申請可能人数	5名

「基本的事項」に関する注意事項

注1) 記載の参加形態及び参加資格等を有していること。

注2) 地域要件を設定している業務の場合

近畿2府4県とは、下記に基づく営業所が、近畿2府4県（大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県）に所在すること。なお、建設業法上の営業所が申請書等の提出時に登録されていない場合は、その所在を証明する公的資料を添付すること。

※建設コンサルタント業務の場合＝建設コンサルタント登録規程に基づく営業所

※地質調査業務の場合＝地質調査業者登録規程に基づく営業所

※測量業務の場合＝測量法に基づく営業所

「企業の能力」に関する注意事項

注1) 上記に掲げる基準を満たす業務実績を1件以上有すること。

なお、設計共同体体の参加の場合にあっては、全ての構成員が上記に掲げる基準を満たす業務実績を有すること。

注2) 業務実績に関する取扱は、下記のとおり。

①元請けとしての業務実績に限る。（再委託による業務の実績は評価対象外）

②完成し引渡しが完了しているものに限る。

③設計共同体の業務実績の場合は、申請者が分担して実施した業務実績に限る。

注3) 実績評価対象となる業務の発注機関は以下のとおりとする。

①阪神高速道路株式会社・グループ会社

②高速道路会社、指定都市道路公社

③国土交通省、国の機関、独立行政法人等の政府関係機関

④都道府県、政令指定都市、これらの関係機関

⑤市町村、これらの関係機関

⑥公益民間企業（鉄道・空港・電気・ガス・通信）

⑦その他民間企業

指定都市道路公社とは、名古屋高速道路公社、広島高速道路公社、福岡北九州高速道路公社のことをいう。また、公益民間企業とは、テクリス登録の対象となっている公共公益施設の整備に関する事業を営む民間企業（法人）のことをいう。

注4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時中止措置等を行ったことにより完成していない業務についても、評価の対象とする。

注5) 日本及びWTO締約国以外の国等の建設コンサルタントにあっては、日本における同種又は類似業務の実績をもって判断する。

「配置予定技術者の能力」に関する注意事項

注1) 上記に掲げる基準を満たす業務経験を1件以上有する技術者が配置できること。

注2) 保有資格について、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

注3) 業務経験に関する取扱は、下記のとおり。

①元請けとしての業務経験に限る。（再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は評価対象外）

②完成し引渡しが完了しているものに限る。

③設計共同体の業務経験の場合は、配置予定技術者が分担して実施した業務経験に限る。

注4) 業務経験評価対象となる業務の発注機関は、上記「企業の能力」注3)に同じ。

注5) 手持ち業務量の金額及び件数の算出等については、別紙-1.1を参照すること。

別表-3

手続に関する期間等

業務名		2026年度管理本部建築調査設計資料整理業務
契約責任者	役職名 氏名	管理本部長 高木 秀之
	部署名 郵便番号	管理本部 管理企画部 経理課 〒 552-0006
担当部署 (申請書等提出先)	住所 電話番号 E-mail	大阪市港区石田3丁目1番25号 06-6576-3881(代表) keiyaku-kh@hanshin-exp.co.jp
技術提案書 に関する問い合わせ先	部署名	管理本部 管理企画部 施設保全課
開札場所	部署名	管理本部 管理企画部

	公示日	2025年 12月 17日 (水)	
①	入札説明書等の交付期間	2025年 12月 17日 (水) から 2026年 1月 21日 (水) 午後4時まで やむを得ずCD-R等により受領する場合は、上記交付期間の 午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで (土曜日、日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法 律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)) を除く。)	
	閲覧資料	閲覧対象資料なし(ダウンロード資料のみ)	
	閲覧期間	—	
	閲覧場所	—	
②	競争参加資格の確認の基準日	2025年 12月 17日 (水) 時点	
③	説明書(技術提案書等含む)及び設計図書 等に対する質問の提出期間	2025年 12月 17日 (水) から 2026年 1月 15日 (木) 午後4時まで 持参・電送の場合は、午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで(休日を除く)	
④	技術提案書等の提出期間	2025年 12月 17日 (水) から 2026年 1月 21日 (水) までの毎日 午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで(休日を除く)	
⑤	競争参加資格確認結果の通知日	2026年 2月 4日 (水) まで	
⑥	競争参加資格がないと認めた者に対する理 由の説明要求期限日	2026年 2月 12日 (木) まで	
⑦	説明書(技術提案書等含む)及び設計図書 等の質問に対する回答の閲覧期間	入札の締切(1回目)の日の午後4時まで	
⑧	入札の締切	1回目 2回目	2026年 2月 18日 (水) 午後5時00分 2026年 2月 26日 (木) 午後5時00分
⑨	開札日時	1回目 2回目	2026年 2月 19日 (木) 午前10時00分 2026年 2月 27日 (金) 午前10時00分

ヒアリングに関する事項

ヒアリングの実施の有無	×実施しない。
-------------	---------

※管理補助技術者を立てた場合は、予定管理技術者に加えて管理補助技術者も出席すること。

※管理補助技術者を立てた場合は、管理補助技術者がヒアリング対象である。

なお、その際、予定管理技術者は、管理補助技術者との認識の違いがないよう同席すること。

※ヒアリング時の追加資料は受理しない。

技術評価項目・評価基準等

業務名: 2026年度管理本部建築調査設計資料整理業務

大項目	中項目	評価項目	評価基準	評価	評価の重み(点)				
					配点倍率	管理技術者	照査技術者	担当技術者	
(企業の書類)*5	専門技術力	成果の確実性	業務実績の内容 2010年度以降、別表-3「競争参加資格の確認の基準日」までに完了した業務が対象。	下記の順位で評価する ① 同種業務の実績が2件ある。 ② 同種業務の実績が1件ある。 ③ 類似業務の実績が2件ある。 ④ 類似業務の実績が1件ある。 業務実績がない場合は参加資格なし(選定しない)。	1 3/4 2/4 1/4 -			10	
配置予定技術者の能力(提出書類)	専門技術力	保有資格	管理技術者資格、その専門分野の内容*1	下記の順位で評価する *2 ① 以下のいずれかの資格を有する。 一級建築士又は1級建築施工管理技士 二級建築士又は2級建築施工管理技士の資格取得後、4年以上の実務経験を有する者 ② 以下のいずれかの資格を有する。 一般社団法人公共建築協会による公共建築品確技術者(I)、公共建築品確技術者(II)の資格を有する者 下記の条件で、建築工事の現場監督(工事監理官)又は監督補助(工事監理官)の実務経験若しくは建築工事の設計に係る実務経験を有する者 ・最終学歴が大学の場合は建築学系の学科卒業後5年以上 ・最終学歴が短期大学、高等専門学校の場合は建築学系の学科卒業後8年以上 ・最終学歴が高等学校の場合は建築学系の学科卒業後11年以上 上記以外の場合は参加資格なし(選定しない)。	1 1/2 -	10	-	-	
		業務経験	管理技術者の業務経験の内容*1 2010年度以降、別表-3「競争参加資格の確認の基準日」までに完了した業務が対象。	下記の順位で評価する ① 同種業務の経験が2件ある。 ② 同種業務の経験が1件ある。 ③ 類似業務の経験が2件ある。 ④ 類似業務の経験が1件ある。 業務経験がない場合は参加資格なし(選定しない)。	1 3/4 2/4 1/4 -	10	-	-	
				下記の順位で評価する ① 該当するものが3つある。 ② 該当するものが2つある。 ③ 該当するものが1つある。 ④ 該当するものがない。	1 2/3 1/3 0	10	-	-	
	専門技術力	業務経験	a)技術者表彰、b)業務表彰経験、c)業務成績評定が75点以上の業務*1*4 若手担当技術者の登用	下記の順位で評価する ① 35歳以下の担当技術者が1名以上配置される。 ② 35歳以下の担当技術者が配置されない。	1 0	-	-	5	
				小計①	45				
業務実施方針・留意点等(技術提案書の提案内容)		業務目的、内容の理解度が高く、業務実施方針・留意点等に関する記述が優秀な場合に優位に評価する。 なお、必須記載項目について記載のない場合は参加資格なし(選定しない)。	① 業務の実施方針・実施体制 ② 業務遂行上の留意点及び対策 ③ 守秘性及びコンプライアンスの確保について	-	20				
					20				
					20				
				小計②	60				
技術評価の配点合計		小計①+小計②=		合計	105				
技術評価点(A)		上記配点合計を100点へ換算		合計	100				
価格評価点(B)		価格評価点:技術評価点=1:1		合計	100				
評価値(A)+(B)		技術評価点(A)+価格評価点(B)=		合計	200				

- *1 管理補助技術者を配置する場合は、予定管理技術者に代えて、予定管理補助技術者を対象に技術評価する。
ただし、予定管理補助技術者の提出資料及び証明資料等に不備等があり、技術評価できない場合、予定管理技術者を技術評価対象として取り扱う。)
- *2 外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)
については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定(総合政策局建設振興課)を受けている必要がある。
- *3 35歳以下の担当技術者を記載した場合、その担当技術者(候補者が複数の場合は、その内1名)は必ず担当技術者として配置しなければならない。
- *4 a)～c)の該当業務は各1件とする。
- *5 設計共同体の場合は、各社の平均とする。
- *6 各評価項目の評価点数の端数処理は小数第2位までとする。(小数第3位以下を切り捨て)